

広見町・日吉村合併協議会

第5回 会議資料

日 時：平成16年5月6日(木)午後2時～

場 所：広見町民会館 3階大会議室

第5回 会議次第

日程第1 開 会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 開議

日程第4 会議録署名委員の指名

日程第5 報告

(1) 報告第14号 新町名候補選定小委員会報告について

日程第6 協議

継続協議

(1) 協議第3号 新町の名称について

新規協議

(1) 協議第57号 公共的団体等の取扱いについて

(2) 協議第58号 各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて

(3) 協議第59号 各種事務事業（下水道業務）の取扱いについて

(4) 協議第60号 各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて

日程第7 その他

(1) 「大字」について

(2) 第6回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第8 閉会あいさつ

日程第9 閉 会

報告第14号

新町名候補選定小委員会報告について

新町名候補選定小委員会について報告する。

平成16年5月6日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

協議第3号（継続協議）

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成16年5月6日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町の名称について
新町の名称は、_____町とする。

平成 年 月 日確認

新町名候補選定結果一覧表（新町名候補選定小委員会選定）

番号	一覧表番号	候補とする名称	名称のふりがな	意味・理由
1	1	鬼北	きほく	2町村の地域は鬼北地方と呼ばれて地理的なイメージがわかりやすい。 「鬼北」は昔から呼ばれてきた名称で歴史があり、なじみ深く分かりやすい。 「鬼」にインパクトがあり、全国にアピールできる。
2	3	広吉	ひろよし	広見町の「広」と日吉村の「吉」を残すことで2町村の合併の歴史も明確になり、広く吉が訪れるようにという願いが込められている。
3	5	吉見	よしみ	2町村の一文字を組み合わせ、仲良く協力的な合併を目指す。また読み書きやすく、覚えやすい。 良いことが多く見られるような町にという願いが込められている。
4	6	見吉	みよし	2町村の一文字ずつを組み合わせることで、対等合併の意味が深まり平等である。 吉を見るということで縁起も良く、新しい町の発展を望んでいる。
5	17	美郷	みさと	美しく豊かな自然と、人情味あふれる町への思いが込められている。

新設合併（対等合併）の場合は、2町村がすべて廃されるので、新しい町の名称を決める必要がある。

【関係法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

省略

都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

省略

都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成16年5月6日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

公共的団体等の取扱いについて
<p>公共的団体等について、各団体の事情を尊重しながら、新町での一体性を確保するため、統合に向け働きかける。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していく。2 商工会、森林組合及び社会福祉協議会については、統合に向けた協議をされるよう働きかける。3 社会福祉団体、産業経済団体、教育関係団体等については、統合するよう調整に努める。4 独自の目的を持った団体については、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。5 消防団については、次による。<ol style="list-style-type: none">(1) 消防団の名称及び区域は、合併時に統合し、分団編成、所轄区域の見直しを行い、併せて出動指令体制を構築する。(2) 消防団の団員である者は、すべて新町に引き継ぐものとするが、任命要件を新町で新たに定め、随時定員の適正化に努める。(3) 消防機械器具は、すべて新町に引き継ぐ。(4) 消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、合併時に新町として新たに協定を締結する。(5) 消防委員会は、新たに組織する。(6) 消防団に関するその他必要な事項は、合併時に調整を図る。

平成 年 月 日確認

協議第 5 8 号

各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて

各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 5 月 6 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて
1 農業基盤整備事業については、実施地域の状況に応じ最適の事業制度で実施する。
2 農道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第 5 9 号

各種事務事業（下水道業務）の取扱いについて

各種事務事業（下水道業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 5 月 6 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（下水道業務）の取扱いについて
1 公共下水道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 農業集落排水事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については、広見町の例による。
3 浄化槽設置整備事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、要綱については、広見町の例により新たに定める。
4 浄化槽市町村整備推進事業については、現状のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第60号

各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて提出する。

平成16年5月6日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて
1 ごみ収集方法等については、新町において新たな制度を設けるものとする。
2 ごみ収集箱補助、生ごみ処理機補助については、各補助事業の内容を十分考慮し、調整を図るものとする。
3 最終処分場については、宇和島地区広域事務組合で計画している鬼北地区廃棄物最終処分場の稼働時までは、広見町の現処分場を活用する。
4 し尿処理、汚泥運搬及び浄化槽清掃については、新町で策定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する。
5 日吉村火葬場については、広見斎場の区分、利用料に統一する。

平成 年 月 日確認

その他

1 「大字」について

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

1 合併までに、各町村議会で議決をし、県知事に届け出る。
事前に大字名の変更をし、合併する。

2 合併後、新町議会で議決をし、県知事に届け出る。

3 合併日の日付で専決処分をし、県知事に届け出る。

議会議決の効力について

・新町の町・字名の変更であるから新町での議決が必要である。

ただし、事前に合併協議会で確認されたものについては、合併期日（平成17年1月1日）付けで新町の長の職務執行者の専決処分により、同日県知事に届出、同日付の県知事の告示を行い、議決については後日の新町議会において、議決（承認）を受ける手法がある。

それぞれの、事務処理については、合併までに県と事前協議をしておく。

旧町村の議会でも、内容の確認をし、理解を頂いておく必要がある。

県の作業

- ・知事までの決裁。
- ・告示準備
- ・県報（号外）の発行

2 第6回広見町・日吉村合併協議会の日程について

第6回広見町・日吉村合併協議会の日程は、次のとおりとする。

日 時 平成16年6月3日(木)午後2時から

場 所 日吉村住民センター 3階ホール